

【1～4年次対象】出席に関する基準

医学部における学習は、将来の医療者としての基盤を形成する重要な過程である。医師を志すものとして、誠実さと高い倫理観は必要不可欠な資質である。講義や実習への出席は、単なる形式的な要件ではなく、日々の学習態度と医療専門職としての責任感を反映する重要な指標である。規則正しい出席の習慣は、将来の医療現場での信頼性と献身の姿勢につながるものである。特に不正行為は、医療プロフェッショナリズムの根幹を揺るがす重大な違反であり、決して許容されるものではない。本基準は、将来の医療従事者としての誠実性と責任感を養うことを目的とする。

1. 出席要件

1.1 出席に関する基本要項

出席の対応については、「進級判定・卒業認定制度」の1試験の②受験資格に基づき、各科目責任者が決定する。

進級判定・卒業認定制度（抜粋）

② 受験資格

- (1) 講義については理由なく3分の1以上欠席した場合は当該科目の受験資格がない。
 - (2) 実習については理由なく5分の1以上欠席した場合は当該科目の受験資格がない。
 - (3) テュートリアルコアタイムについては別に定める。
- ただし上記(1)から(3)に該当した場合でも、指定した補習を行ったうえで受験資格を認めることがある。なお、正当な理由があれば、規定以上欠席した場合でも受験資格を認めることがある。

1.2 出席確認方法

- 登録対象講堂^{※1}で実施する授業は原則、ビーコンシステムにて出席確認を行う
- その他の実習等は、内容に応じて科目責任者または授業担当者が任意の方法で出席確認を行う
- 講義開始5分前から開始後20分間にビーコンシステムにて出席確認を行う
- 授業開始後20分以降に登録した場合、遅刻として扱う

- システム障害等により登録できなかった場合、所定の報告フォーム（MyiD メニュー画面またはポータルサイトリンク集）から状況を送信すること。

※1 登録対象講堂（ビーコンが設置されている講堂）

（大学院棟）第1講堂

（本館）3番講堂，24番講堂，25番講堂，36番講堂，第37講堂，
48番講堂，49番講堂

（臨床講堂棟）第1臨床講堂，第2臨床講堂

（図書館棟）図書館2階スペース，記念講堂

（その他）スキルズラボ，リサーチセンター4階

2. 欠席の取り扱い

2.1 欠席および遅刻の届け出

出席登録対象外の授業も同様に届け出ること

（※1・4年次学外実習，4年次初期 clinical clerkship は除く）

- 欠席する場合は，原則として事前に所定のアプリで申告すること
- やむを得ない事由で事前の届出ができない場合は，所定のアプリに欠席後3日以内に理由を申告すること
- 必要に応じて証明書類等の写真を添付すること
- 病気が理由の場合は，別に保健室に申し出ること
学校において予防すべき感染症に感染した場合，出席停止期間等は保健室の指示に従うこと
- 公務欠席や忌引欠席等，別途手続きが必要な場合は学生課の指示に従うこと

3. 不正行為

3.1 基本理念

医学教育において倫理性を涵養することは，将来の医療従事者として必要不可欠である。学生は高い倫理観を持ち，誠実に学習に取り組まなければならない。

3.2 不正行為の定義

以下の行為を不正行為と定義する。

1. 代理出席および代理出席を補助する行為
2. 講義室および実習室外から出席を登録する行為
3. その他、出席登録に関する一切の不正行為

3.3 不正行為に対する措置

- 不正行為が認められた場合、当該行為を行った者は本試験および追試験の受験資格を失う
- 不正行為を補助した者も同様に、当該科目の本試験および追試験受験資格を失う
- 不正行為を行った者と補助した者の2者が同定されない場合、当該学生の単位認定についての審議を行う
- 重大な不正行為の場合、学生の懲戒手続に関する規程に基づく懲戒の対象となることがある

4. 補講・補習

- 実習・臨床実習を欠席した場合、担当教員の指示に従い、補講・補習を受けなければならない
- 補講・補習の実施時期および方法については、担当教員が決定する

5. その他

- 特別な配慮が必要な場合は、事前に教務課に相談すること

以上の基準は、医学部における全ての講義・実習科目に適用する。